

第5回畜産部会における松田会長発言

現行の基本方針が策定されて以来、新型コロナウイルス感染症の発生、複数の国際紛争、配合飼料価格等生産資材価格の高騰、円安の進行など、想定外あるいは想定を超える事象が相次ぎ、酪農乳業をめぐる情勢も大きく変化しています。こうした情勢変化を踏まえ、2035年度を目標年度とした新たな「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を策定するに当たり、酪農と両輪をなす乳業者の立場から大きく分けて3点、意見を述べさせていただきます。

1 食料安全保障の確保を基本とした検討

1点目は、食料の安定確保が次第に困難になっていくと懸念される中で、食料安全保障の確保を基本とした検討が必要ではないか、という意見です。

世界の人口が増加し、地球温暖化が進み異常気象が頻発する中、ロシアによるウクライナ侵攻などの国際紛争の影響もあり、輸入に多くを依存する飼料や肥料の価格高騰に拍車がかかりました。併せて、乳製品の国際価格も高騰し、円安の進行もあって、一時的には輸入乳製品価格が国内乳製品価格とほぼ同水準となるなど、かつてない事態が発生しています。こうした世界的な緊急事態が進行するのと同様並行で食料・農業・農村基本法の検証作業が進められたこともあって、食料安全保障の確保が最重要課題になっているものと認識しています。

このため、今回のような不測の事態はいつでも起こり得ることを前提に、食料安全保障の確保、いいかえれば国民の皆様の安心につながるような、国内生産の維持・拡大を基本とした具体的な政策による裏付けのある基本方針を策定していただきたいと考えます。

2 生産者の意欲への配慮

2点目は、産業としての活力を維持するためにも、生産者の意欲への配慮が必要ではないか、という意見です。

(1) バター・脱脂粉乳の需要不均衡の解消

国産バターの需要は生産を上回るため、カレントアクセスはバターに寄せて輸入しているだけでなく、本年度は追加輸入も行われている状況です。一方、国産脱脂粉乳の需要は依然として生産を大きく下回っているため、生産者団体は過去2年連続で生産抑制を行い、さらに本年度は生産抑制は行わないものの、引き続き過剰在庫処理対策を講じているところです。

いいかえれば、

- ① 国産バターの需要に合わせて生産すれば、脱脂粉乳の過剰在庫処理対策が必要となり、

② 国産脱脂粉乳の需要に合わせて生産すれば、大幅な生産抑制とバターの追加輸入が必要になる

というジレンマに陥っています。

こうした中で、生産者の意欲を維持するためには、国産脱脂粉乳（無脂乳固形分）の需要を確保することにより需要の不均衡を解消し、生産の維持を図っていく必要があると考えます。

（２）チーズ生産の維持・拡大

また、TPP 等に基づきチーズの関税が撤廃に向けて段階的に引き下げられ、近い将来、関税割当制度の効果はなくなる見込みです。結果的に、プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズが輸入品に置き換わることにより、生産抑制が必要になりかねない状況です。

乳業者としては、相対的に競争力のあるソフト系チーズの生産拡大を図る所存ですが、需要拡大には長い時間が必要です。加えて、脱脂粉乳の需要拡大対策を講じたとしても、バターとの需要格差を一気に埋めるような急速な需要拡大は期待できないと考えられます。

こうした中で、生産者の意欲を維持するとともに、酪農への新規参入者に魅力を感じていただくためにも、脱脂粉乳の需要拡大対策と併せて、プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズを含めた国産チーズ生産の維持・拡大を図る措置を講じることにより、生乳生産の維持・拡大を図っていく必要があると考えます。

3 持続可能な酪農乳業確立のための環境整備

3点目は、**持続可能な酪農乳業確立のための環境整備**の必要性です。

社会的な課題でもある SDGs 等への対応については、消費者からの信頼確保や企業価値の向上にもつながることから、乳業各社がそれぞれの企業規模等に応じて、できることに地道に取り組んでいるところです。他方、酪農分野については、昨今の酪農をめぐる情勢や経営環境が非常に厳しいものであったことから、組織的に検討を行うこともできず、取り組みはほとんど進んでいない状況にあると認識しています。

生産者による取組は、業界の自主的な対応だけでは中々前に進みません。このため、新たな基本方針の中に、推進あるいは見える化する必要があると考えられる取組を明示的に位置付けるとともに、業界とも連携のうえ生産者を指導・支援し、その成果を対外的に発信していく体制を構築する必要があると考えます。

以上です。